

## ◆巻頭言◆

## 災害時における環境常時監視に係る対応について

石川県保健環境センター所長 瀬戸裕之



令和6年1月1日16時10分頃、石川県能登地方を震源とし最大震度7を記録する地震が発生し、石川県をはじめ、北陸地方に甚大な被害をもたらしました。特に、能登地方では、公共インフラが壊滅的な被害を受けたことから、病院や福祉施設も含め、県内外へ緊急避難された住民も多く、避難生活も長期間化を余儀なくされました。こうした中、全国の皆様から、避難・復旧・復興に向けて様々なご支援をいただき、この場をお借りし、改めて、厚く御礼申し上げます。

昨年度に引き続き、令和6年度の全国環境研協議会東海・近畿・北陸支部の支部長を務めさせていただくことになりました、石川県保健環境センターの瀬戸です。どうぞよろしくお願いいたします。

当センターは、もと「衛生試験所」と称し県庁機構内にあり、薬品試験、細菌検査の業務を行っていたのが始まりです。昭和41年4月、環境衛生、公害などの生活環境面における業務範囲の拡大と業務量増加のため、所内に生活環境課が新設され、地方環境研究所としての一步を踏み出しました。昭和46年10月に「石川県衛生公害研究所」と改称、平成4年4月に現在の「石川県保健環境センター」に改称、同年10月に現在地に移転しました。当センターは、県民の健康を守るための公衆衛生分野及び生活環境分野における県内の科学的、技術的中核機関として、高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応すべく、専門的な知識及び技術を必要とする調査研究や試験研究に取り組んでいます。

さて、冒頭でもお話ししたとおり、令和6年能登半島地震の発生により、当センターにおいては発生直後から被災状況の確認に追われました。幸いにも金沢市にある当センターには大きな被害はありませんでしたが、大気環境監視及び志賀原子力発電所周辺環境放射線監視の測定局、観測局において、能登地域の一部が被災しました。

大気環境監視については、地震発生後、鹿島局以北にある測定局において一時的に監視が停止しましたが、数日後に停止したすべての測定局の監視は復旧しました。停止の原因は停電によるデータ通信の断絶、測定器の転倒等によるものです。主な被害は、5測定局で12件、局舎の傾き、壁の破損、地割れ等がありました。

志賀町原子力発電所周辺環境放射線監視については、地震発生後、県が設置した101観測局のうち、志賀原子力発電所の北側15km以遠にある計17観測局（地震直後は11観測局でしたが、その後1月3日～4日にかけて17観測局になりました。）において、有線回線の切断や通信事業者の設備の停止で、リアルタイム監視が行えない状況となり、衛星回線付可搬型モニタリングポストを設置しました。また、停電が広範囲、長期間に及んだことから、予備電源で稼働している機器の測定を維持するために、定期的に発電機の軽油補給とバッテリー交換を行いました。観測局設備の被害状況については、約三分の一の観測局で電源・通信線の引込柱やフェンス等の傾き等が確認されたほか、一部の観測局で陥没等による放射線測定器の傾き等が確認されました。現在、被害が大きかった観測局については、令和6年度中の完了を目指して修繕を進めています。

大気や環境放射線の常時監視は、住民の安全、安心には欠かせないものであり、当センターでは、地震発生翌日から常時監視が停止した測定局・観測局の現地確認に向かいました。しかし、地震発生当初は、道路の破損、土砂崩れ、渋滞等により、常時監視が停止した測定局・観測局に到達できない状況がありました。特に、地震発生当初は被害情報が少なく、道路状況、停電、通信網の状況を確認しながら日々対応に追われました。また、定期的なバッテリー交換のため、毎日、現地のどこかに行く必要があり、職員のシフト体制を整えました。更に、余震が続く中、二次災害が起こらないよう職員の安全に気を付ける必要がありました。

今回のような公共インフラに壊滅的な被害が及ぶ大災害の場合、一時的に常時監視の維持が困難な場合があることを体験しました。今後、停止した常時監視をどのように復旧させていくのか、災害のケースごとに対応方針を決めておく必要があると感じています。また、やみくもに原状復旧を図るのではなく、代替の監視局の設置（可搬型モニタリングポストや移動測定車等の利用）等柔軟な対応も必要ではないかと感じています。今回の震災の経験を糧に、災害に強い常時監視を構築していくことが地方環境研究所の重要な使命であると感じております。